

3 1. 0 2

**異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の
要旨の変更についての判断**

特許出願又は実用新案登録出願から出願変更された意匠登録出願について補正があった場合の要旨の変更についての判断は、出願変更された意匠登録出願の出願当初の願書の部分意匠、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明、意匠の説明の各記載（以下「願書の記載」という。）及び願書に添付した図面、写真、ひな型若しくは見本（以下「願書に添付した図面等」という。）に基づき行う。